

文書料一覧

令和1年10月1日

県規則による

種類		料金(円)	備考
1	厚生・国民年金用診断書	4,400	各1通につき
2	身体障害者診断書	4,400	
3	恩給用診断書	4,400	
4	生命保険用診断書	5,500	
5	裁判所用診断書	4,400	
6	警察用診断書	4,400	
7	交通事故事故明細書	4,400	
8	死亡診断書	3,300	
9	死体(胎)検案書	4,400	
10	出産証明書	3,300	
11	死産証明書	3,300	
その他の診断書または証明書			
12	a 厚生・国民年金用診断書を作成する場合と同程度の手数を要するもの	4,400	各1通につき
	b 死亡診断書等を作成する場合と同程度の手数を要するもの	3,300	
13	領収済証明書	1,650	

「診断書・証明書」の申込みは、診療科でお申し込みください。

- 作成期間は、内容によって1週間～3週間程度、お時間をいただくことがあります。
- 入院の方が申込みされる場合は、退院時にお申し込みください。退院日が不明ですと作成できないこともあります。
- 料金は、原則的に診断書あるいは証明書と引き替えて、お支払いくださるようお願いいたします。
- 郵送を基部される場合は、あらかじめ料金の支払いが必要です。その際には、切手と封筒をご自分でご用意ください。切手等は売店で販売しております。
- 診断書や証明書を受け取る場合は、必ず受け取る人の身分証明書(免許証や保険証等)の提示が必要です。**
身分証明ができない場合は、受け取れなくなりますので、ご注意ください。
- 患者さま本人以外が受け取る場合は、身分証の提示とともに、必ず「委任状」の提出をしてください。**
「委任状」がなければ、患者さま本人以外が受け取ることができませんので、ご注意ください。
亡くなれた方の証明書等について申込みをする場合は、3親等以内の親族が申請できますが、その際には、申請する方の身分証明書のほかに、故人との関係を示す書類(戸籍謄本、住民票謄本、健康保険の被保険者証等)の提示が必要です。

※ 労災にかかる各種証明書・診断書料については、労働基準監督署の指定する金額とする。

なお、上記費用はレセプトにより請求する。

※ 公務災害における診断書料については、3,000円とし消費税は含まないものとする。